

# 商品概要説明書

## - 個人向け国債(固定・5年)-

2020年7月13日現在

項目	内容
1. 商品名	個人向け国債 正式名称「個人向け利付国庫債券(固定・5年)」
2. 商品概要	個人のお客さまのみを対象とする <u>固定金利</u> の国債です。
3. 期間	5年
4. 購入方法	毎月の募集・発行となります。 募集開始日は窓口にお問い合わせください。 (1) 購入単位 額面金額1万円以上1万円単位(最低額面金額1万円) (2) 募集価格 額面100円につき100円 (3) 代金払込方法 お申込の際に購入代金額および(経過利子がある場合は)経過利子をお支払いいただきます。 (4) 手数料等 ご購入に際して、手数料はいただきません。
5. 払戻方法	(1) 満期償還 額面金額が償還日にご指定の口座へ入金となります。 (2) 中途換金 約定日を含めた3営業日目に、ご指定の口座へ入金となります。
6. 中途換金時の取扱い	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <b><u>発行から1年間は中途換金できません。</u></b></li> <li>・ 発行から1年を経過すれば、原則として、ご購入金額の一部または全部の換金を国が応じます。その際は、当行窓口で換金請求を申し出いただきます(当行にて募集したものに限ります)。</li> <li>・ 利払日や償還日の直前には、換金のお申し出に応じられない場合もございます。</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 中途換金価格 ・ 額面100円につき100円</li> <li>(2) 中途換金調整額 ・ <b><u>中途換金の際には、『2回分の各利子(税引前)相当額×0.79685』を中途換金調整額としてお支払いいただきます。</u></b></li> <li>(3) 受渡金額 ・ 『額面金額+経過利子相当額-中途換金調整額』となります。</li> <li>(4) 中途換金の特例 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 保有者ご本人の死亡による場合、または、保有者が災害救助法の適用となった大規模な自然災害により被害を受けた証明書書類を提出した場合は、発行から1年に満たなくとも中途換金できます。</li> <li>・ その場合の、中途換金調整額は以下のとおりとなります。 <ul style="list-style-type: none"> <li>A. 初回の利子支払日から第2回利子支払日前までに換金する場合 『支払済利子(税引前)相当額×0.79685+経過利子相当額』</li> <li>B. 初回の利子支払日前に換金する場合 『経過利子相当額』</li> </ul> </li> </ul> </li> </ul>

# 商品概要説明書

## - 個人向け国債(固定・5年)-

2020年7月13日現在

項 目	内 容
<p>7. 利 子</p> <p>(1) 適用利率</p> <p>(2) 利子計算方法</p> <p>(3) 利子支払方法</p>	<p>最低金利保証(※1)のついた固定金利制となります。</p> <p>『適用利率(年当たり) = 基準金利(※2) - 0.05%』</p> <p>(※1) 算出された値が0.05%未満の場合には、0.05%が適用利率となります。</p> <p>(※2) 基準金利とは、『募集期間開始日の2営業日前の市場実勢利回りを基に計算した期間5年の固定利付国債の想定利回り』のことをいいます。</p> <p>適用利率等は窓口にお問い合わせください。</p> <p>額面金額に対して適用利率により計算いたします。</p> <p>利子は年2回、所定の利払日に1/2年分が支払われます。</p> <p>年2回所定の日にご指定の口座へ入金となります。</p>
<p>8. 債券の管理</p>	<p>お客様の債券は、「社債、株式等の振替に関する法律」に基づき振替決済制度を利用した振替決済口座にて管理させていただいております。</p>
<p>9. 個人向け国債に関するリスク及び重要事項</p>	<p>●個人向け国債のお申込の際には、「個人向け国債の契約締結前交付書面」を必ずご覧ください</p> <p>①個人向け国債は、<u>預金保険、保険契約者保護機構、投資者保護基金の保護の対象ではありません。</u></p> <p>②発行体である日本国の信用状況の悪化等により、<u>元金や利子の支払いが滞ったり、支払い不能が生じるリスクがあります。</u></p> <p>③<u>中途換金の制限等について</u> (詳細は『6. 中途換金時の取扱』をご覧ください。)</p>
<p>10. 税 金</p>	<p>●利子所得は、20.315%※の申告分離課税が適用されます。</p> <p>※平成25年1月1日以降、平成49年12月31日までの25年間復興特別所得税が課され、20.315%(所得税15.315%、住民税5%)の税率が適用されます。</p> <p>●個人向け国債の利子所得は、上場株式等の譲渡損益・配当等と損益通算が可能です。</p> <p>●特定口座で「源泉徴収あり」を選択されていれば、確定申告は不要となります。</p> <p>詳細は、窓口にお問合せください。</p> <p>●マル優、特別マル優の非課税制度の適用を受けることもできます。</p> <p>障害者の方や寡婦年金等を受給されている方については、「障害者等の少額貯蓄非課税制度」(いわゆる障害者等のマル優〔元本350万円〕)、「障害者等の少額公債非課税制度(いわゆる特別マル優〔元本350万円〕)の適用を受けることができます。</p>

# 商品概要説明書

## - 個人向け国債(固定・5年)-

2020年7月13日現在

項目	内容
1 1. クーリングオフについて	・個人向け国債(固定・5年)は、クーリングオフの対象ではありません。
1 2. その他参考となる事項	○財務省ホームページ <a href="http://www.mof.go.jp/jgbs/individual/kojinmuke/">http://www.mof.go.jp/jgbs/individual/kojinmuke/</a>
1 3. 苦情処理措置及び紛争解決措置について	<p><b>当行の苦情処理措置及び紛争解決措置</b></p> <p>苦情処理及び紛争解決として一般社団法人全国銀行協会または特定非営利活動法人証券・金融商品あっせん相談センターをご利用できます。</p> <p>本商品にかかる問題等が解決しない場合は、下記にご相談・ご照会ください。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●一般社団法人全国銀行協会連絡先 全国銀行協会相談室 電話番号 0570-017109 または 03-5252-3772</li> <li>●証券・金融商品あっせん相談センター連絡先 電話番号 0120-64-5005</li> </ul>



千葉興業銀行

株式会社 千葉興業銀行

登録金融機関 関東財務局長(登金)第40号

加入協会: 日本証券業協会